

令和7年度肝付町監査計画

令和7年4月1日

肝付町監査委員協議決定

肝付町監査基準第7条及び肝付町監査委員監査規程第3条に基づき、令和7年度監査計画を次のとおり定める。

第1 基本方針

監査については、地方自治法第2条第14項及び第15項に規定されているとおり行われているかという点に鑑み行なっていく。

また、監査の実施については、肝付町監査基準によるものとし、町の財政状況を十分に把握し、積極的に評価や検証を行う監査に努め、必要に応じて是正及び改善等の指導を行うことを基本方針とする。

第2 実施体制等

監査委員2名が、監査対象に対し等しく責任を持ち、その職務にあたる。

また、監査委員の事務を補助する監査委員事務局職員は、監査委員による適切な指揮監督のもと、監査事務を遂行する。

第3 監査等の種類、対象、時期

1 財務監査（地方自治法第199条第4項）

定期監査

- (1) 対象 全課（局・センター）
ただし、小中学校の具体的な監査対象は別途通知する。
- (2) 実施時期 1月から2月

備品監査

- (1) 対象 全課（局・センター）
ただし、小中学校の具体的な監査対象は別途通知する。
- (2) 実施時期 1月から2月

2 行政監査（地方自治法第199条第2項）

- (1) 対象 事務事業の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているか。また、法令等の定めるところに従って適正に行われているか、事務手続きが適切かつ正確に行われているかについて実施し、具体的な監査対象については、別途通知する。
- (2) 実施時期 必要に応じて

3 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

- (1) 対象 町が財政的援助を与えている団体及び指定管理者。
- (2) 実施時期 11月

4 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条2項）

- (1) 対 象 一般会計、特別会計、公営企業会計の決算
- (2) 実施時期 6月・7月

5 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

- (1) 対 象 一般会計、特別会計、公営企業会計のそれぞれの現金出納事務。
- (2) 実施時期 毎月20日から25日までの間に実施する。
ただし、やむを得ない理由があるときは、期日を変更することができる。（肝付町監査委員に関する条例第7条）

6 基金運用審査（地方自治法第241条第5項）

- (1) 対 象 一般会計、特別会計、公営企業会計の決算
- (2) 実施時期 7月

7 健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

- (1) 対 象 決算に基づき算定された、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率及び資金不足比率
- (2) 実施時期 7月

8 随時監査（地方自治法第199条第5項）

- (1) 対 象 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業。
- (2) 実施時期 必要に応じて